

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	都市整備部 都市・交通計画課
------	----------------

実施事案名	松山市地域公共交通計画(案)
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>本市では、社会・経済活動や市民生活の基盤となる公共交通ネットワーク整備の実現に向けて、まちづくりと一体となった持続可能で利便性の高い地域公共交通網の形成を進める目的として、平成31年3月に「松山市地域公共交通網形成計画」を策定した。</p> <p>しかし、人口減少や少子高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、公共交通の利用者は減少傾向にあることに加えて、移動ニーズの多様化、公共交通の担い手不足、脱炭素など様々な課題が顕在化している。</p> <p>さらに、中山間地での路線バス(4路線)廃止による代替交通である予約制乗合タクシーや市内中心部の外縁で運行する相乗りタクシー、自動運転バスや日本版ライドシェア、シェアサイクルといった新たなモビリティサービスが導入され、松山市の地域公共交通の状況は、大きく変化している。</p> <p>こうした状況を踏まえ、地域公共交通の在り方や施策・事業等を再構築するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、「松山市地域公共交通計画」を策定する。</p>
策定根拠となる法令等	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条第1項
政策等の案の関係資料	

★意見提出期間が30日未満となった理由

実施結果の公表予定日	令和8年3月19日（木）
------------	--------------